

第3章 計画の基本的な考え方と体系

第2章で示した課題を解決に導くためには、子どもの権利保障を進めると同時に条例に示される子どもの権利に関する考え方が広く理解されることが必要です。そのため第4次行動計画では、条例に示される子どもの権利に関する基本的な考え方を踏まえ、条例の内容と計画に基づく各施策の関係が明確になるよう策定しました。

1 基本理念

<計画の基本理念>

- (1) 子どもは、それぞれが一人の人間である
- (2) 子どもは、権利の全面的な主体である
- (3) 子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる
- (4) 子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである
- (5) 子どもは、国内外の子どもと相互に理解と交流を深めるなど、欠かせない役割を持っている
- (6) 市は、子どもの権利が保障されるよう努める

第4次行動計画では、条例の前文全7段落のうち、子どもの権利保障を進める決意を宣言した7段落目を除く各段落の趣旨をまとめたものを基本理念としています。

子どもの権利条例の前文は、子ども及び子どもの権利に対する基本的な考え方を示しており、子どもの権利に関連する各施策を実施する上で欠かすことのできないものです。そのため、本計画は上記の6つの基本理念のもと目標に向けて取り組みます。

(1) 子どもは、それぞれが一人の人間である

まず、条例策定時の1999(平成11)年12月に開催された川崎子ども集会代表者会議において、川崎子ども集会のアピールである「一人ひとりの違いが個性として認められ、自分は自分であることを大切に」してほしい、「子どもをおとなより下の存在としてではなく一人の人間として平等にみてほしい」という願いが反映されたものとなっています。

(2) 子どもは、権利の全面的な主体である

子どもの権利条約では、子どもを「保護される対象(客体)」から「権利を行使する主体」として「子ども観」を転換しており、本条例においてもこれを条例の前提として位置付けています。そして、「子どもの最善の利益の確保」、「差別の禁止」、「子どもの意見の尊重」といった国際原則を条例の理念として明記しています。

(3) 子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる

子どもの権利が守られ、行使されて初めて実現される「豊かな子ども時代」について触れ、さらに、条例策定時の議論の中で大きな関心を集めた「権利の相互尊重」について、子どもたちからの要望を入れる形で位置付けられました。

(4) 子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである

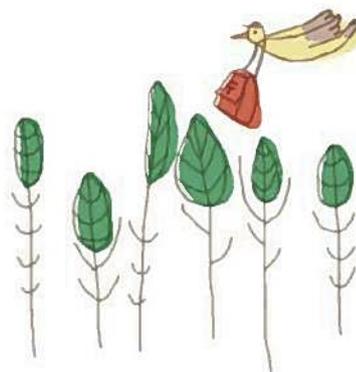
児童憲章¹⁰では、子どもを「社会の一員」として重んぜられるとされていますが、条例においても、今の社会に生きる同じ人間同士という視点で子どもとおとなの対等性を表現しています。

(5) 子どもは、国内外の子どもと相互に理解と交流を深めるなど、欠かせない役割を持っている

条約が重視する世界中の子どもの権利保障に向けての本市における子どもの役割を表しています。

(6) 市は、子どもの権利が保障されるよう努める

最後に、「子ども最優先」という国際原則を挙げながら、市による子どもの権利保障の取組の重要性を示しています。市は、子どもにとって必要な権利が保障されるよう施策を実施する必要があります。



10 児童憲章：日本国憲法に基づき、児童に対する正しい観念を確立し、全ての児童の幸福を図るため、1951(昭和26)年に制定された憲章(国の重要な原則)です。

2 体系図

第4次行動計画では基本理念を踏まえ、次のとおり3つの基本目標と5つの施策の方向、29の推進施策、42の具体的な取組を配置しました。また、推進施策の中でも、特に重点的に取り組む3つを重点施策として位置付けています。この体系に基づき、事業を実施します。



29の推進施策

〈重点施策〉

- (1) 子どもの権利の理解を広める取組(第5・6・7条関連)
- (2) 子どもを権利侵害から守る取組(第19・20・23・24条関連)
- (3) 居場所を失った子どもへの支援の取組(第27条関連)

42の
具体的な
取組

- (1) 市民の間に広く子どもの権利についての関心と理解を深めるための事業を、かわさき子どもの権利の日(11月20日)の前後に市と市民の協働のもとに行います。***重点施策(1)**
- (2) 子どもへの権利に対する市民の理解を深めるための広報を行います。***重点施策(1)**
- (3) 子どもへの権利について理解が深まるよう、学習等を推進します。***重点施策(1)**
- (4) 子どもへの権利の保障に努める市民及び民間NPO・NGO等の団体の活動に対し、連携及び支援を行います。

①
⑥

→P.20~

- (5) 国籍や、性別、障害等を原因又は理由とした差別や不利益を受けることがないよう、子どもの置かれている状況に応じ、必要な支援を行うよう努めます。
- (6) 様々な状況に置かれている子どもがそれぞれ尊重される共生社会を推進します。

⑦
⑪

→P.22~

- (7) 親等に対し、子どもへの権利の保障に関する必要な支援を行います。
- (8) 親等に対し、子どもへの養育に必要な支援を行います。また、親等が養育に困難な状況にある場合は、特に配慮した支援に努めます。
- (9) 事業者や市民に対し、子育てがしやすい働き方やその職場環境に関する啓発を行います。
- (10) 親等による虐待及び体罰の未然防止及び予防に向けた啓発活動の充実に努めます。***重点施策(2)**
- (11) 虐待を受けた子どもの早期発見及びその子どもに対する迅速かつ適切な救済、回復のため、その支援を行います。***重点施策(2)**
- (12) 子どもが自ら育ち、学べるよう、育ち・学ぶ施設等の環境を整備します。
- (13) 育ち・学ぶ施設における安全管理体制を整備し、子どもへの安全を確保します。
- (14) 育ち・学ぶ施設の職員に対し、子どもへの虐待及び体罰の防止に関する啓発を行います。***重点施策(2)**
- (15) 育ち・学ぶ施設において、子どもに対する虐待及び体罰に関する相談体制の整備を行うほか、関係機関と連携を図り、子どもの救済及び回復に努めます。***重点施策(2)**
- (16) 育ち・学ぶ施設において、いじめの防止を図るため、子どもに対しては子どもへの権利の啓発を行い、施設の職員に対しては、研修を行います。***重点施策(2)**
- (17) 育ち・学ぶ施設において、いじめに関する相談体制の整備を行うほか、関係機関と連携を図り、子どもの救済及び回復に努めます。***重点施策(2)**
- (18) 育ち・学ぶ施設において、子ども本人に関する文書等を適切に管理します。
- (19) 子どもへの育ちの場である地域において、子どもへの活動が安全の下で行われるよう配慮し、地域における子育て及び教育環境を整備します。
- (20) ありのままの自分でいられ、休息して自分を取り戻すことができ、安心して人間関係をつくり合うことができる子どもへの居場所を支援します。***重点施策(3)**
- (21) 地域における子どもへの自治的な活動を奨励し、その支援に努めます。

⑫
⑳

→P.24~

- (22) 子どもが市政等について意見を表明する機会や、育ち・学ぶ施設や地域での活動に参加する機会等、子どもへの活動への参加を支援します。
- (23) 市政について、子どもへの意見を求めるため、川崎市子ども会議を開催します。また、子ども会議が子どもへの自主的及び自発的な取組により円滑に運営されるよう支援を行います。
- (24) 子どもだけで安心して自由に利用できる拠点施設において、子どもへの自主的、自発的な参加活動を支援します。
- (25) 育ち・学ぶ施設における子どもへの自主的な活動を支援し、子どもへの意見等については、施設の運営に配慮されるよう努めます。
- (26) 育ち・学ぶ施設が子ども、その親等その他地域の住民にとってより開かれたものとなるよう配慮します。
- (27) 子どもへの利用を目的とした市の施設の運営にあたり、子どもへの意見を聴くよう努めます。

⑳
㉑

→P.31~

- (28) 相談・救済を必要とする子どもが気軽に人権オンブズパーソンに相談できるよう環境づくりに努めます。
- (29) 関係機関と連携し、子どもへの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済を行います。

㉑
㉒

→P.35

3 基本目標

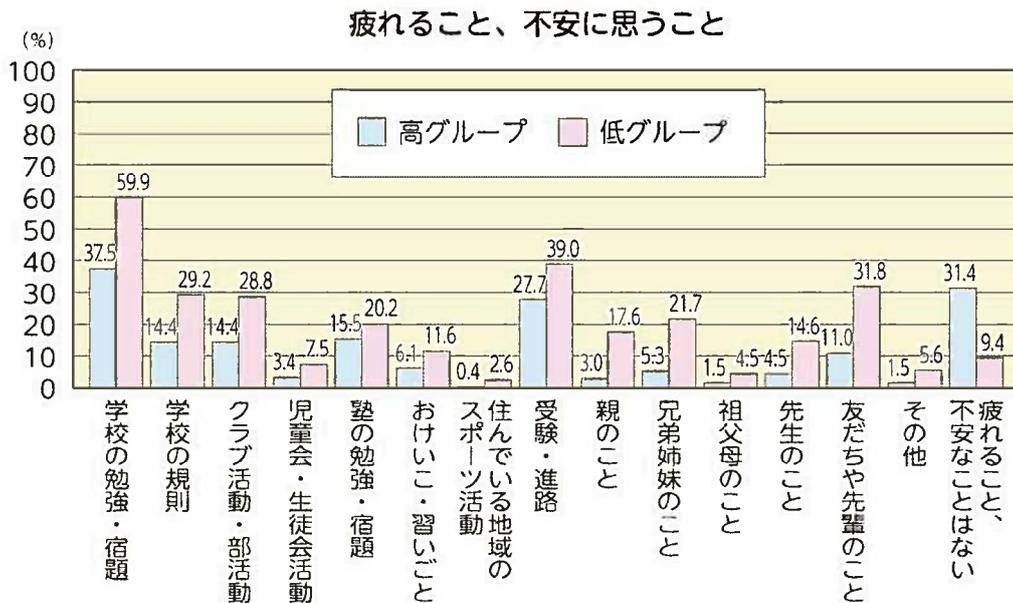
本計画の基本理念を踏まえながら、第3次行動計画の理念や目標を現状に従い再度整理し、子どもの権利を保障する上で目指すべき3つを基本目標としました。

子どもの安心と自己肯定感¹¹の向上

「子どもが安心して生きる権利」の保障は、子どもがそのかけがえのない価値と尊厳を守られ、豊かな子ども時代を送る上でもっとも大切なことです。

また、実態・意識調査によると、自己肯定感などを表す自己評価度が高いグループは、低いグループと比較して「疲れること、不安なことはない」と答える子どもが多いという結果が表れており、子どもの心身の状態と自己肯定感には相関関係があることが分かっています。子どもがあらゆる差別を受けず、虐待や体罰、いじめ等から守られ、子どもが安心して生活し、自己肯定感を持てるよう取り組みます。

表17



出典：川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査 報告書(2012(平成24)年3月発行)

11 自己肯定感：ありのままの自分を肯定的にとらえ、自分を好きになり、大切に思う気持ちのことを言います。

子どもの意見表明・参加の推進

子どもの権利を保障する上では、様々な場面で子どもの意見表明と参加を促進し子どもの意見を取り入れる必要があります。

子どもが生活する場面に応じて意見を表明することとは、単に意見を聴く機会の保障ではなく、いかにして子どもの意見を尊重し活かしていけるかということです。

子どもがおとなに一方的に決められるままではなく、まわりに自発的に働きかけ自主的に行動できること、どこでも何に対しても参加できることで、おとなとともに社会を構成するパートナーとして未来の社会の担い手として育つことができます。そのため、あらゆる場面において子どもの意見が反映されることを目指します。

子どもにやさしいまちづくりの実現

子どもの権利を保障する上では、子どもが豊かに育つことができるよう環境を整える必要があります。

一人の人間として子どもの尊厳が認められ個性や他者との違いが認められるまち、子どもが愛情と理解をもって生まれ、安心して生活することができるまち、子どもが悩んだり困ったりしたときにいつでもどこでも相談ができ、いきいきと育つことができるまち、川崎市は子どもの笑顔が、学校に、街角に、家庭にあふれる、そんな「子どもにやさしいまちづくり」を目指します。



4 施策の方向

施策が条例のどの条文に基づいて実施されているかが分かるよう、各施策と条例との関係性を明確にしました。そのため、施策の方向では、条例の第1章から第5章の趣旨を示した5項目を設け、その下に条例の条文に基づく29の推進施策、42の具体的な取組を配置しました。また、推進施策のうち特に重点的に取り組む必要のあるものは重点施策と位置付けました。この体系に基づき各所管課による事業が実施されます。

施策の方向 I

広報・啓発及び学習への支援並びに市民活動への支援(条例第1章)

該当条文:「かわさき子どもの権利の日¹²(第5条)」

推進施策(1)・・・※重点施策(1)子どもの権利の理解を広める取組

市民の間に広く子どもの権利についての関心と理解を深めるための事業を、かわさき子どもの権利の日(11月20日)の前後に、市と市民の協働のもとに行います。

1 具体的な取組

かわさき子どもの権利の日の前後において、市民参加のもと、かわさき子どもの権利の日のつどいをはじめとした子どもの権利についての広報・啓発活動を実施します。また、子どもの権利に関する週間を中心に、子どもの権利学習を推進します。

おもな所管

市民・こども局
教育委員会事務局

該当条文:「広報(第6条)」

推進施策(2)・・・※重点施策(1)子どもの権利の理解を広める取組

子どもの権利に対する市民の理解を深めるための広報を行います。

2 具体的な取組

子どもの権利に関する理解を深めるため、条例パンフレットの配布や研修会等への講師派遣などにより、広報・啓発を行います。

おもな所管

市民・こども局
教育委員会事務局

12 かわさき子どもの権利の日:条例では、国連で条約が採択された11月20日をかわさき子どもの権利の日としており、広く子どもの権利についての関心と理解を深めるために市民と協力して各種事業を行います。

該当条文：「学習等への支援等(第7条)」

推進施策(3)・・・*重点施策(1)子どもの権利の理解を広める取組

子どもの権利について理解が深まるよう、学習等を推進します。

3 具体的な取組

親等を対象とした家庭教育、子どもの権利に関する週間をはじめとする学校教育、市民館での人権学習などの社会教育により、子どもの権利についての学習等を推進します。

おもな所管

教育委員会事務局

4

子どもの権利に関する認識を深めるため、権利条例の意義について学校や施設職員、行政職員をはじめとする子どもの権利保障に関係する者に対して、研修を行います。

市民・こども局
こども本部
教育委員会事務局

5

川崎市子ども会議や行政区・中学校区子ども会議の開催により、子どもの自主的な権利学習を支援します。

教育委員会事務局

該当条文：「市民活動への支援(第8条)」

推進施策(4)

子どもの権利の保障に努める市民及び民間NPO・NGO等の団体の活動に対し、連携及び支援を行います。

6 具体的な取組

区が構築する地域のネットワーク等により、子どもに関わる活動をしている市民活動団体及び関係機関への情報提供を充実させるとともに、連携を進めます。

おもな所管

区役所

施策の方向Ⅱ

個別の支援(条例第2章)

該当条文:「個別の必要に応じて支援を受ける権利(第16条)」

推進施策(5)

国籍や、性別、障害等を原因又は理由とした差別や不利益を受けることがないよう、子どもの置かれている状況に応じ、必要な支援を行うよう努めます。

7 具体的な取組

国籍や文化の違い等により差別や不利益を受けることがないよう、やさしい日本語による情報発信を行うほか、外国人母子保健サービス支援等を行うよう努めます。

おもな所管

こども本部
区役所
教育委員会事務局

8

性別による差別や不利益を受けることがないよう、男女共同参画に関する学習や思春期精神保健相談等の各種相談事業により子どもに対して必要な支援を行うよう努めます。

こども本部
区役所
教育委員会事務局

9

身体障害や知的障害、発達障害をはじめとした障害等による差別や不利益を受けることがないよう、障害のある子どもや親等に対する相談事業や社会復帰に向けた支援等、必要な支援を行うよう努めます。

こども本部
区役所
教育委員会事務局

10

児童養護施設等に入所する子どもへの子どもの権利ノートの配布等による情報提供や、不登校の子どもへの適応指導教室等、必要な支援を行うよう努めます。

こども本部
区役所
教育委員会事務局

推進施策(6)

様々な状況に置かれている子どもがそれぞれ尊重される共生社会を推進します。

11 具体的な取組

外国籍や障害など様々な状況に置かれている子どもがそれぞれ尊重されるよう市民に対する啓発を行います。また、いじめや不登校の未然防止のための「かわさき共生*共育プログラム」などによる、学校での教育を推進します。

おもな所管

市民・こども局
健康福祉局
教育委員会事務局



施策の方向Ⅲ

家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障(条例第3章)

該当条文:「親等による子どもの権利の保障(第17条)」

推進施策(7)

親等に対し、子どもの権利の保障に関する必要な支援を行います。

12 具体的な取組

子どもの権利が保障されるよう、条例パンフレットの配布や、研修、講演会への講師派遣等により、親等に対して子どもの権利に関する啓発を行います。

おもな所管

市民・こども局
教育委員会事務局

該当条文:「養育の支援(第18条)」

推進施策(8)

親等に対し、子どもの養育に必要な支援を行います。また、親等が養育に困難な状況にある場合は、特に配慮した支援に努めます。

13 具体的な取組

ガイドブックの配布等による子育てに関する情報提供や、各種相談事業など、育ち・学ぶ施設及び関係機関において、子どもの養育に関する必要な支援を行います。

おもな所管

こども本部
区役所

14★

ひとり親や、障害のある子ども等、個別の支援を必要とする子どもを持つ親等に対し、各種相談事業や子ども発達支援事業等により養育を支援します。

こども本部
健康福祉局
区役所

★は、第4次行動計画において新たに位置付けた取組

推進施策(9)

事業者や市民に対し、子育てがしやすい働き方やその職場環境に関する啓発を行います。

15★ 具体的な取組

仕事を持つ親等が安心して子育てしやすいよう、事業者や市民に対し、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を行います。

おもな所管

市民・こども局
こども本部

該当条文：「虐待及び体罰の禁止(第19条)」

推進施策(10)・・・*重点施策(2)子どもを権利侵害から守る取組

親等による虐待及び体罰の未然防止及び予防に向けた啓発活動の充実に努めます。

16★ 具体的な取組

児童相談所、区役所及び地域の関係機関との連携により、虐待につながる可能性のある事例を早期に把握し、発生を未然に防ぎます。

おもな所管

こども本部
区役所

17

親等による虐待・体罰を防ぐため、乳幼児健診の場や訪問事業等で、親等に対する虐待・体罰防止に関する広報・啓発を行います。

こども本部
区役所

★は、第4次行動計画において新たに位置付けた取組

該当条文：「虐待からの救済及びその回復(第20条)」

推進施策(11)・・・*重点施策(2)子どもを権利侵害から守る取組

虐待を受けた子どもの早期発見及びその子どもに対する迅速かつ適切な救済、回復のため、その支援を行います。

18 具体的な取組

児童家庭相談や24時間電話相談をはじめとした各種相談事業や、児童相談所、区役所及び地域の連携により、虐待からの救済及び回復に努めます。

おもな所管

こども本部
区役所
教育委員会事務局

該当条文：「育ち・学ぶ環境の整備等(第21条)」

推進施策(12)

子どもが自ら育ち、学べるよう、育ち・学ぶ施設等における環境を整備します。

19 具体的な取組

学校や子ども夢パーク、こども文化センター等において、親等や地域の住民と連携を図りながら、子どもが自ら育ち、学べるよう環境を整備します。

おもな所管

こども本部
教育委員会事務局

該当条文：「安全管理体制の整備等(第22条)」

推進施策(13)

育ち・学ぶ施設における安全管理体制を整備し、子どもの安全を確保します。

20 具体的な取組

学校や保育園においてバリアフリー化やボランティアの導入等、子どもの自主的な活動が安全の下で保障されるよう安全管理体制を整備します。

おもな所管

こども本部
教育委員会事務局

該当条文：「虐待及び体罰の禁止等(第23条)」

推進施策(14)・・・*重点施策(2)子どもを権利侵害から守る取組

育ち・学ぶ施設の職員に対し、子どもへの虐待及び体罰の防止に関する啓発を行います。

21 具体的な取組

条例パンフレット及び虐待防止に関する啓発資料等の配布や各種研修の実施等により、育ち・学ぶ施設の職員に対し、子どもへの虐待及び体罰の防止について啓発します。

おもな所管

市民・こども局
こども本部
教育委員会事務局

推進施策(15)・・・*重点施策(2)子どもを権利侵害から守る取組

育ち・学ぶ施設において、子どもに対する虐待及び体罰に関する相談体制の整備を行うほか、関係機関と連携を図り、子どもの救済及び回復に努めます。

22 具体的な取組

育ち・学ぶ施設において、各種相談カードの配布やスクールカウンセラーの配置等、子どもが虐待や体罰について相談しやすい環境を整備するほか、関係機関との連携により、子どもの救済及び回復を迅速に進めます。

おもな所管

こども本部
教育委員会事務局



該当条文：「いじめの防止等(第24条)」

推進施策(16)・・・*重点施策(2)子どもを権利侵害から守る取組

育ち・学ぶ施設において、いじめの防止を図るため、子どもに対しては子どもの権利の啓発を行い、施設の職員に対しては研修を行います。

23 具体的な取組

子ども自身が子どもの持つ権利を理解して、権利侵害から身を守れるよう、権利学習派遣事業等により子どもの権利学習を推進します。

おもな所管

教育委員会事務局

24 具体的な取組

育ち・学ぶ施設における様々な職種の職員に対し、個々の業務に即した内容で、いじめ防止のための子どもの権利に関する研修を行います。

おもな所管

市民・こども局
こども本部
教育委員会事務局

推進施策(17)・・・*重点施策(2)子どもを権利侵害から守る取組

育ち・学ぶ施設において、いじめに関する相談体制の整備を行うほか、関係機関と連携を図り、子どもの救済及び回復に努めます。

25 具体的な取組

学校等において、各種相談カードの配布やスクールカウンセラーの配置等、子どもがいじめについて相談しやすい環境を整備するほか、関係機関と連携し、子どもの救済及び回復を迅速に進めます。また、いじめを行った子どもに対しても必要な配慮を行います。

おもな所管

教育委員会事務局

該当条文：「子ども本人に関する文書等(第25条)」

推進施策(18)

育ち・学ぶ施設において、子ども本人に関する文書等を適切に管理します。

26★ 具体的な取組

学校や保育所等において、子ども本人に関する文書等を、個人情報保護条例に基づき適切に管理し、その子どもの最善の利益を損なうことのないよう配慮します。

おもな所管

こども本部
教育委員会事務局

該当条文：「子どもの育ちの場等としての地域(第26条)」

推進施策(19)

子どもの育ちの場である地域において、子どもの活動が安全の下で行われるよう配慮し、地域における子育て及び教育環境を整備します。

27 具体的な取組

安全・安心なまちづくりに向け、子どもを対象とした交通安全推進事業等の開催により、子どもの取り巻く環境を整備します。また、地域子育て支援センターや地域教育会議により地域の子育て環境や教育環境を整備します。

おもな所管

市民・こども局
区役所
教育委員会事務局

★は、第4次行動計画において新たに位置付けた取組

該当条文：「子どもの居場所(第27条)」

推進施策(20)・・・*重点施策(3)居場所を失った子どもへの支援の取組

ありのままの自分でいられ、休息して自分を取り戻すことができ、安心して人間関係をつくり合うことができる子どもの居場所を支援します。

28 具体的な取組

不登校等の子どもの居場所として、市民及び関係団体との連携を図り、子どもが安心してくつろげる場所の確保や施設事業について支援を行います。

おもな所管

こども本部
区役所
教育委員会事務局

29

子どもの居場所についての考え方及び役割等について、広報します。

市民・こども局
こども本部
教育委員会事務局

該当条文：「地域における子どもの活動(第28条)」

推進施策(21)

地域における子どもの自治的な活動を奨励し、その支援に努めます。

30 具体的な取組

行政区、中学校区の子ども会議により地域における子どもの自治的な活動を奨励し、その支援に努めます。

おもな所管

教育委員会事務局

施策の方向Ⅳ

子どもの参加(条例第4章)

該当条文:「子どもの参加の促進(第29条)」

推進施策(22)

子どもが市政等について意見を表明する機会や、育ち・学ぶ施設や地域での活動に参加する機会等、子どもの活動への参加を支援します。

31 具体的な取組

子ども会議を開催し、市政等について子どもが市民として意見表明することを支援します。

おもな所管

教育委員会事務局

32

育ち・学ぶ施設、その他活動の拠点となる場の運営等について、子ども運営会議や生徒会活動等、子どもが構成員として参加し、意見表明することを支援します。

こども本部
教育委員会事務局

33

文化やスポーツなど、地域において子どもが活動に参加することを支援します。

市民・こども局
こども本部

34

各種子ども教室や施設見学等により様々な社会体験ができるよう、子ども向けの事業を実施します。また、それらの情報を集約し、ホームページ等において子どもに分かりやすく提供します。

全局

該当条文：「子ども会議(第30条)」

推進施策(23)

市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議を開催します。また、子ども会議が子どもの自主的及び自発的な取組により円滑に運営されるよう支援を行います。

35 具体的な取組

市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議を開催します。また、子ども会議サポーターの養成等により、子どもの自主的、自発的な活動を支援します。

おもな所管

教育委員会事務局

36

川崎市子ども会議と、行政区、中学校区子ども会議との交流を支援し、活動の促進を図ります。

教育委員会事務局

該当条文：「参加活動の拠点づくり(第31条)」

推進施策(24)

子どもだけで安心して自由に利用できる拠点施設において、子どもの自主的、自発的な参加活動を支援します。

37 具体的な取組

子どもだけで安心して自由に利用できる子ども夢パークにおいて、こどもゆめ横丁など子どもが自主的、自発的に参加する活動を支援します。

おもな所管

こども本部

該当条文：「自治的活動の奨励(第32条)」

推進施策(25)

育ち・学ぶ施設における子どもの自主的な活動を支援し、子どもの意見等については、施設の運営に配慮されるよう努めます。

38 具体的な取組

学校における生徒会活動等、子どもの自主的な活動を支援し、子どもの意見等が施設運営に反映されるよう努めます。

おもな所管

教育委員会事務局

該当条文：「より開かれた育ち・学ぶ施設(第33条)」

推進施策(26)

育ち・学ぶ施設が子ども、その親等その他地域の住民にとってより開かれたものとなるよう配慮します。

39 具体的な取組

学校や保育園においてバリアフリー化やボランティアの導入等、子どもの自主的な活動が安全の下で保障されるよう安全管理体制を整備します。

おもな所管

こども本部
教育委員会事務局

該当条文：「市の施設の設置及び運営に関する子どもの意見(第34条)」

推進施策(27)

子どもの利用を目的とした市の施設の運営にあたり、子どもの意見を聴くよう努めます。

40 具体的な取組

子ども夢パークやこども文化センター等、子どもが主に利用する施設の運営にあたり、子ども運営委員会を組織し、定期的に子どもの意見を聴くよう努めます。

おもな所管

こども本部



施策の方向V

相談及び救済(条例第5章)

該当条文:「相談及び救済(第35条)」

推進施策(28)

相談・救済を必要とする子どもが気軽に人権オンブズパーソンに相談できる環境づくりに努めます。

41 具体的な取組

子どもが安心して気軽に相談できるよう、相談カードの配布や子ども教室の実施等を行います。

おもな所管

市民オンブズマン事務局

推進施策(29)

関係機関と連携し、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済を行います。

42 具体的な取組

相談・救済機関について、ホームページ等により子どもが安心して気軽に相談できるよう広報を行うとともに、関係機関及び団体と連携し、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済を行います。

おもな所管

こども本部
区役所
市民オンブズマン事務局
教育委員会事務局

5 重点施策

第2章で述べた課題を踏まえ、推進施策の中で特に重点的に取り組む必要があるものについては、第4次行動計画の計画期間(2014(平成26)年度から2016(平成28)年度)である3年間において重点施策と位置付けました。

また、これらについては所管課において事業を推進するのみでなく、関係課の実務担当者による、定期的な情報交換や必要に応じた協議の場として(仮)子どもの権利施策連携会議を設けます。これにより組織横断的なネットワークを構築し、課題や情報の共有を図ることで、事業の即応性や実効性を高めて重点施策を推進します。

(1) 子どもの権利の理解を広める取組(条例第5・6・7条関連)

子どもの権利に関する理解を広げることは施策全体の推進につながり、積極的に取り組むことにより、基本目標達成に大きく寄与するものと考えられるため重点施策として位置付けました。

これらの取組としてはこれまで、子どもの権利の啓発イベントである「かわさき子どもの権利の日のつどい¹³⁾」の開催や、「子どもの権利に関する週間¹⁴⁾」を中心とした学校での子どもの権利学習、条例のパンフレット等の配布を実施してきました。

しかし、条例の認知度が低下傾向にあることから、これまで子どもの権利委員会や庁内関係部署において広報・啓発の拡充に向けた検討がされてきました。今後はその結果を踏まえて、広報・啓発の範囲を拡大します。

具体的には、平成25年度に試行で小学生全学年へ配布した、マンガを用いたリーフレットを検証の上、今後継続して配布・活用するほか、子どもにも分かりやすいアニメによる動画を制作し、動画サイトへの掲載や関係機関へのDVDの配布により広報・啓発に活用します。また、乳幼児の親子向けに子どもの権利についてやさしく説明した絵本を新たに作成し、広報・啓発の対象年齢層の拡大に取り組みます。

13 かわさき子どもの権利の日のつどい:11月20日のかわさき子どもの権利の日の前後に実施する子どもの権利の理解を広めるためのイベントです。

14 子どもの権利に関する週間:学校において子どもの権利学習を推進すると同時に、より開かれた学校づくりの一環として学校の活動を地域に公開する週間で、かわさき子どもの権利の日を中心に実施しています。

<該当施策>

推進施策	具体的な取組	
(1)	①	かわさき子どもの権利の日の前後において、市民参加のもと、かわさき子どもの権利の日のつどいをはじめとした子どもの権利についての広報・啓発活動を実施します。また、子どもの権利に関する週間を中心に、学校での子どもの権利学習を推進します。
(2)	②	子どもの権利に関する理解を深めるため、条例パンフレットの配布や研修会等への講師派遣などにより、広報・啓発を行います。
(3)	③	親等を対象とした家庭教育、子どもの権利に関する週間をはじめとする学校教育、市民館での人権学習などの社会教育により、子どもの権利についての学習等を推進します。
	④	子どもの権利に関する認識を深めるため、権利条例の意義について学校や施設職員、行政職員をはじめとする子どもの権利保障に関係する者に対して、研修を行います。
	⑤	川崎市子ども会議や行政区・中学校区子ども会議の開催により、子どもの自主的な権利学習を支援します。



(2) 子どもを権利侵害から守る取組 (条例第19・20・23・24条関連)

虐待、体罰、いじめをはじめとする権利侵害は、子どもを身体的、精神的に追い詰め不登校や自死等への要因にもなり、早急に対応する必要があることから重点施策として位置付けました。

これらの権利侵害については、子どもに対する各種相談カードの配布や、学校や保育園職員等を対象とした研修などの充実により、子どもを権利侵害から守ります。

また、虐待については「川崎市子どもを虐待から守る条例」が2013(平成25)年4月から施行されたことを踏まえて、組織整備によりこども本部、児童相談所、区役所間の連携を強化し、相談・支援体制を充実させました。今後は、整備された組織間の連携により、虐待につながる可能性のある事例を事前に把握するなど虐待の未然防止をさらに推進するほか、乳幼児健診の場で条例や相談・支援機関に関する広報資料を配布するなどして、親等への虐待防止啓発について取り組みます。

<該当施策>

推進施策	具体的な取組	
(10)	⑯	児童相談所、区役所及び地域の関係機関との連携により、虐待につながる可能性のある事例を早期に把握し、発生を未然に防ぎます。
	⑰	親等による虐待・体罰を防ぐため、乳幼児健診の場や訪問事業等で、親等に対する虐待・体罰防止に関する広報・啓発を行います。
(11)	⑱	児童家庭相談や24時間電話相談をはじめとした各種相談事業や、児童相談所、区役所及び地域の連携により、虐待からの救済及び回復に努めます。
(14)	㉑	条例パンフレット及び虐待防止に関する啓発資料等の配布や各種研修の実施等により、育ち・学ぶ施設の職員に対し、子どもへの虐待及び体罰の防止について啓発します。
(15)	㉒	育ち・学ぶ施設において、各種相談カードの配布やスクールカウンセラーの配置等、子どもが虐待や体罰について相談しやすい環境を整備するほか、関係機関との連携により、子どもの救済及び回復を迅速に進めます。
(16)	㉓	子ども自身が子どもの持つ権利を理解して、権利侵害から身を守れるよう、権利学習派遣事業等により子どもの権利学習を推進します。
	㉔	育ち・学ぶ施設における様々な職種の職員に対し、個々の業務に即した内容で、いじめ防止のための子どもの権利に関する研修を行います。
(17)	㉕	学校等において、各種相談カードの配布や、スクールカウンセラーの配置等、子どもがいじめについて相談しやすい環境を整備するほか、関係機関と連携し、子どもの救済及び回復を迅速に進めます。また、いじめを行った子どもに対しても必要な配慮を行います。

(3) 居場所を失った子どもへの支援の取組 (条例第27条関連)

条例第27条では、子どもにはありのままの自分でいられ、休息して自分を取り戻すことができ、安心して人間関係をつくり合うことができるような「居場所」が大切であるとしています。居場所を失った子どもとは、不登校の児童・生徒のほかに生活の中で安心して自分らしく過ごせる場所のない子どもを示しています。子どもが居場所を失うことは、精神的に不安定な状態となり、子どもの豊かな成長に影響を与えることから、重点施策として位置付けました。

これらについては、子どもが安心できる居場所として設置された適応指導教室「ゆうゆう広場」や、「こどもサポート」、「フリースペースえん」などの施設において支援を行っていますが、今後は(仮)子どもの権利施策連携会議等により課題や情報を共有し、支援の充実を図ります。また、条例第27条により「子どもの居場所」を具現化した子ども夢パークの広報を通じて、「居場所」という考え方やその役割について理解を広めます。

<該当施策>

推進施策	具体的な取組	
(20)	⑳	不登校等の子どもの居場所として、市民及び関係団体との連携を図り、子どもが安心してくつろげる場所の確保や施設事業について支援を行います。
	㉑	子どもの居場所についての考え方及び役割等について、広報します。

